

【前期 第二問】

A 暴力団の組員である甲と乙は、対立していた B 会系暴力団組長である X を殺害することを考えた。

その上で X の行動予定を調査し、同人が平成 15 年 3 月 3 日の B 会関係者の通夜(以下本件葬儀とする)に出席する可能性が高いことを把握して、その場で犯行を実行することにした。また、現場では X が式場の外に出てきたところを挟み撃ちにすること等を計画した。

平成 15 年 3 月 3 日、甲及び乙は、本件葬儀場にそれぞれ実包 5、6 発を装填した拳銃を 1 丁ずつ隠し持って赴き、参列者の中に混じり、犯行の実行の機会を伺っていた。本件葬儀終了後、建物の前で X から B 会幹部 5、6 名が挨拶のために整列をして、数百名の参列者と向かい合った。そして X の挨拶が終わり、全員がお辞儀をし、X が頭を下げた瞬間に、乙は X の正面約 1m の所に飛び出すと同時に、銃口を X の頭に向けて引き金を引き、X の頭頂部に弾丸を命中させた。その上、さらに X の腹部に向けて引き金を引いたが不発に終わった。乙の発射後、後方にいた甲もすぐに拳銃を構えながら前に出て、よろめきながら逃げる X の背中を狙って、3 発の弾丸を発射した。この 3 発がそれぞれ 1 発ずつ、X、近くにいた参列者 Y 及び Z に命中した。なお、その後の捜査から 1 発目は Y、2 発目は X、3 発目は Z に命中したということがあきらかとなっている。

その結果、X は甲の弾丸が右胸部に命中したことによる肝臓損傷を負い、同障害に起因する出血性ショックにより死亡した。また、Y も甲の弾丸が Y の左背面部に命中したことによる右肺及び右肺静脈損傷を負い、これによる失血によって死亡した。Z は、甲の弾丸が右膝に命中し、加療約 3 ヶ月間を要する右膝銃創の傷害を負った。

甲及び乙の罪責を検討せよ。

なお、甲は銃の腕前に相当な自信をもっており、X に外すことなく命中したものと認識していた。

参考判例：東京高裁平成 14 年 12 月 25 日判決